

平成28年分以後の年末調整において証明書兼申告書を給与の支払者に提出する際は、あなたの氏名・住所（居所）などのほか、個人番号を記入する必要があります。

給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書の記載例

（この記載例は、平成27年分の年末調整において住宅借入金等特別控除を受ける場合の「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」（以下「控除申告書」といいます。）の書き方の例です。
 なお、震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例を受ける場合は、控除申告書の⑩欄の計算における控除率が異なっていますので、ご留意ください。

【連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合】

連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合には、左の説明によるほか、その借入金等の年末残高については、次の算式により、連帯債務による住宅借入金等のうちあなたの負担すべき部分の年末残高を計算し、控除申告書①欄又は⑥欄に記載します。

$$\text{連帯債務による住宅借入金等の年末残高(円)} \times \text{あなたの負担すべき割合(\%)} = \text{連帯債務による住宅借入金等の年末残高のうちあなたの負担すべき部分の年末残高(円)}$$

（注）「あなたの負担すべき割合」については、原則として、確定申告の際に提出した「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書」（以下「計算明細書」といいます。）④欄によります。

○設例（左の証明書兼申告書は、この設例に基づいて記載しています。）

平成 26 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

○この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に使用します。
 ○この用紙の書き方については、控除の欄を参照してください。

住所	〒〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	氏名	国 税 春 子
住所	〒〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	氏名	国 税 太 郎

平成26年分の確定申告の際に作成した計算明細書(控用)を使用します。

区分	住宅のみ	土地等のみ	住宅及び土地等	増改築等
借入金等の年末残高	400,000.00	0.00	400,000.00	0.00
増改築等の費用の額	0.00	0.00	0.00	200,000.00
控除額	0.00	0.00	0.00	200,000.00

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

住宅取得資金の借入	住所	〇〇市△△町×××××	
れ等をしている者	氏名	国 税 太 郎	
住宅借入金等の内訳	1 住宅のみ	2 土地等のみ	③ 住宅及び土地等
住宅借入金等の金額	年末残高	予定額	39,500,000 円
	当初金額	平成26年 7月 18日	40,500,000 円
償還期間又は払戻期間	平成26年 7月から	平成51年 6月まで	25年 月間
居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等に要した費用の額			円
(摘要)	連帯債務者	国 税 春 子	

その年において金融機関等から交付を受けた残高等証明書を併せて提出してください。

$$\text{連帯債務による住宅借入金等の年末残高(円)} \times \text{あなたの負担すべき割合(\%)} = \text{連帯債務による住宅借入金等の年末残高のうちあなたの負担すべき部分の年末残高(円)}$$

39,500,000 × 50 = 19,750,000 (控除申告書の①欄に記載します。)

「備考」欄に、他の連帯債務者から、「私は連帯債務者として、右上の住宅借入金等の残高〇〇〇〇〇のうち、〇〇〇〇〇円を負担することとします。」等の文言、住所及び氏名の記入と押印を受けてください。その方が給与所得者である場合には、その勤務先の所在地及び名称も併せて記入を受けてください。
 なお、「備考」欄に書ききれない場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

平成 27 年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書

給与の支払者(あなた) 国 税 太 郎

(この申告書は、年間所得の見積額が3,000万円を超える方は提出できません。)

年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたので、申告します。

給与の支払者の名称(氏名)	〇〇株式会社	(フリガナ)	あなた(氏名)	国 税 太 郎
給与の支払者の所在地(住所)	〇〇区〇〇×××××	あなたの住所又は居所	〇〇市△△町×××××	

区分	住宅のみ	土地等のみ	住宅及び土地等	増改築等
借入金等の年末残高	10,000,000	12,500,000	19,750,000	22,500,000
増改築等の費用の額	70,000	80,000	100	100
控除額	0	0	0	200,000

年間所得の見積額 8,800,000 円

連帯債務による住宅借入金等の年末残高 39,500,000 円

特定増改築等の費用の額(備考) 197,500 円

私は連帯債務者として、右上の住宅借入金等の残高39,500,000円のうち、19,750,000円を負担することとします。
 勤務先 〇〇〇〇株式会社

平成 27 年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

〇〇市△△町×××××

平成 27 年 10 月 16 日

国 税 太 郎 様

〇〇 税務部長

区分	住宅のみ	土地等のみ	住宅及び土地等	増改築等
借入金等の年末残高	10,000,000	12,500,000	19,750,000	22,500,000
増改築等の費用の額	70,000	80,000	100	100
控除額	0	0	0	200,000

(注1) 証明事項の各欄は、平成26年分の申告に基づいて記載しています。なお、「家屋又は土地等の取得対価の額」は、補助金等の額及び住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額を控除した後の金額です。
 (注2) この記載例は、連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合について説明しています。

①欄及び⑥欄には、2か所以上の金融機関等から残高等証明書の交付を受けている方は、その全ての証明書に基づいて、それぞれ①欄又は⑥欄に記載します。

なお、住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限ります。)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額を①欄又は⑥欄に記載します。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

①欄は、残高等証明書に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて記入します。なお、③の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と④又は⑤の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を共に有する場合には、税務署におたずねください。

②欄の記入に当たっては、取得対価の額を家屋と土地等に区分しないで合計額を確定申告書に記載している場合には、下部の証明事項の②の金額を④欄及び⑥欄に記載します(この場合には、証明事項の②の金額の左側に「計」が表示されています。)

③欄には、家屋の総床面積又は土地等の総面積とそのうち居住用部分の床面積又は面積及びその割合をそれぞれ記入します。

なお、割合は小数点以下第4位まで算出し、第4位を切り上げて記入します。ただし、その割合が90%以上である場合は100%と記入します。

※⑥欄の③の記入について
 申告書⑥欄の③の記入に当たっては、④欄の③の割合と⑥欄の③の割合と⑧欄の③の割合が、同じ場合は④欄の③の割合を、異なる場合は⑥欄の③の割合を省略して、⑥欄の③に下の算式により計算したとするとその金額の合計額を書きます(下の算式により計算した場合には「備考」欄の書き方も参照してください。)

$$i \quad \frac{\text{④欄の③の金額}}{\text{円}} \times \frac{\text{⑥欄の②の金額}}{\text{円}} \times \frac{\text{⑧欄の③又は⑧の割合}}{\%} = \text{円}$$

$$ii \quad \frac{\text{⑥欄の③の金額}}{\text{円}} \times \frac{\text{⑧欄の②の金額}}{\text{円}} \times \frac{\text{⑥欄の③の割合}}{\%} = \text{円}$$

⑧欄には、増改築等の費用の額とそのうち居住用部分の金額及びその割合をそれぞれ記入します。

なお、割合は小数点以下第4位まで算出し、第4位を切り上げて記入します。ただし、その割合が90%以上である場合は100%と記入します。

⑨欄及び⑩欄は、記入の必要はありません。
 特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける方が記入します。

「備考」欄の記入に当たっては次によります。
 1 災害によりその家屋を居住の用に供することができなくなった場合は、「災害発生日平成〇年〇月〇日」と記載します。なお、東日本震災によりその家屋を居住の用に供することができなくなり、翌年以後、適用期間の特例を受ける場合には、「適用期間の特例」と記載します。
 2 ⑥欄の③の記入に当たり、「③欄」の書き方の算式により計算した場合には、算式に当てはめた計算を書きます。なお、「備考」欄に書ききれない場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

「年間所得の見積額」欄には、その年の1月1日から12月31日までの合計所得金額の見積額を記入します。
 (注) 「合計所得金額」とは、総所得金額、特別控除前の分離課税の(長)期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、申告分離課税の上場株式等に係る配当所得の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額です。ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。
 ※ 平成27年分の確定申告において適用される法律に基づいています。

※平成26年分につき住宅借入金等特別控除を確定申告で受けた給与所得者の方には、平成27年10月頃に税務署からこの記載例が送付されます。